## 心豊かでたくましい児童生徒を育む

# シリーズ えでゆれば vol.29

# 特別支援教育 と インクルーシブ教育

を行います。 も、9年間の継続性を持たせた教育 別な支援を要する子どもに対して 三戸町が行う小中一貫教育は、 特

指定を受けました。 ブ教育システム構築モデル事業」の る新たな事業である「インクルーシ 文部科学省から特別支援教育に関す その先進性が認められ、ことしは

ルーシブ教育についてお伝えします。 今回は、特別支援教育とインク

### 障害のある子どもへの教育

教育は 適切な教育的支援を行う「特別支援 徒一人一人の教育的ニーズに応じて 育法改正により、 れていましたが、平成18年の学校教 別に応じて盲・聾・養護学校に分か 「特殊教育」として障害の種 障害のある子どもに対する 障害のある児童生

> 支援を必要とする子どもが在籍する 教育の対象であった障害だけでな 教育」への転換が図られました。 全ての学校において実施されていま 特別支援教育は、これまでの特殊 発達障害※1も含めて、特別な

社会の実現が加わったことです。 社会の基礎となるもの」という共生 な人々が生き生きと活躍できる共生 の個々の違いを認識しつつさまざま にとどまらず、障害の有無やその他 として「障害のある子どもへの教育 特殊教育との大きな違いは、理念

#### **%**

害」、特定能力の習得が困難な「学 発揮が困難な自閉症・アスペルガー 症候群・その他の「広汎性発達障 スムーズな対人スキルや社会性の

> 関係する生まれつきの障害。 ることがある「注意欠陥多動性障害 習障害(LD)」、衝動的な行動をと ADHD)」など、脳機能の発達が

#### 障害者をめぐる動

6月現在)。 批准には至っていません(平成25年 日本はこの条約の効力が発揮される に関する条約」が採択されましたが、 平成18年に国連で「障害者の権利

この条約に批准するための準備が進 にする合理的配慮※2も求められて が事実上排除されることがないよう なく、サービスを行う際に、障害者 体は差別的取扱を禁止されるだけで 者差別解消法)」が公布されました 別の解消の推進に関する法律(障害 い法律である「障害を理由とする差 められ、ことしの6月26日には新し たり、障害者基本法を改正したり、 います(民間事業者は努力義務)。 (一部を除き平成28年4月1日施行)。 この法律により、国や地方公共団 国内でも検討のための会議を行っ

#### ※2 合理的配慮

に求めるのではなく、 解決を、障害者個人の自助努力のみ 障害から生じるさまざまな問題の あまりに大き

害者の状況に応じて講じられるべき より障壁を取り除くことであり、 境に適切な変更や調整を行うことに な負担がかからない限り、 社会的

組むなどの配慮 問題としても捉え、その解決に取 のカリキュラムや教員の指導方法の の側だけに求めるのではなく、学校 想される場合は、その原因を子ども かの問題や課題がある、 教育現場で例えれば、 もしくは予 教育上 一何ら

### 支援が必要な子どもの割合

ます。 わせて2・9%にあたる約30万2千 0・69%となっており、 級※3により指導を受けているのは 58%、通常の学級に在籍しながら通 支援学級に在籍しているのは1・ は0・63%、小学校や中学校の特別 ち、特別支援学校に在籍しているの 人が特別支援教育の対象となってい 義務教育段階にある子ども 全国では合

要としているのです。 約1割もの子どもが特別な支援を必 もは約6・5%在籍しており、 障害のおそれがあると思われる子ど の診断は受けていないものの、 しかし、通常の学級のうち、 発達

#### \* 3 通 級

る程度 教育課程によって指導を受ける制度 徒 加 意欠陥 でき、 通常 害 体 を対象とし | 不自 自 0 Ö) 学級 多動 閉 障 由 症 害 部 性障害) 病弱 特別な指導を必要とす での学習に て 情緒障害、 (視覚障害、 特別な場で特別な 身体虚弱、 0 ある児童 お 学習障害、 聴覚障害 おむ りね参 言

ズ

インクル シブ教育

もと共に あ れば っても い換えることができます。 イン ク 誰をも排除 ル 教育を受けら 可 能 ] な限り シブ教育を一 障害の れる仕組み な い教 んな 言で 障 育 13 子ど 害 表 現

就学する 点で段階的に就学先を決定すること な専門的 の状況 求 7 ある子どもは特別支援学校に そこで めら 本人 障害の 見地 れ などをふまえ、 「就学基準に該当 ます 保護者の意見、 という従 状 心からの 態、 本 意見、 此来の仕事 一人の教 総合的 「する障 学校や地 さまざま 組みを改 育的ニー ごな観 原 則 害

0

面

を配置

戸

第一

一養護学校長

千葉隆

史先

生

専

門的

な知識を持

0

助

言者

(前

とは つま 支援学校がなくなる」 が 大きな誤解であり、 ŋ 通 常学級に行ける」 障害の あるす と 「ただー とか ベ ころ 7 たこ 0 特 子

> よう H に過ごして n とい ば な単 なりません。 0 純 たことも 1 な教 n ば 育シス 共に育 理 解して テ 0 ム 一では لح お か 13

な Ž

る子ど め が そもそも学習者全員に多 E 1 (下図参照 あ B たちを対 ることを たち ク ル 0 1 みでは 象とし 前 ブ 提とし 教育は なく、 7 て 1 障 様 る 全て (V 害 な るた 0) 0 あ 0 1

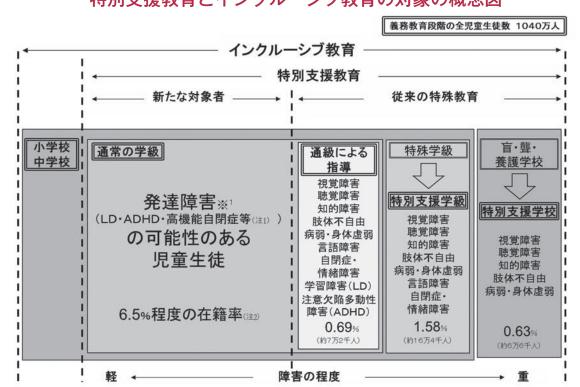
事業を活用 どもの に対する合理 合は 前 戸 述 割合は 町 年 したとお で ż は、 Ĺ 増 加傾 的 約 支援 配 玉 1 ŋ 割にも上り、 慮 から指定を受け 向 が提供できるよ が必要な子ども 13 支援が必 あります。 要 な子 そ 0

ともに考えて、 イン えます く新し が否 関係者の ク n れまでの ĺV 8 11 しています。 教育 ませ ] シ 4 特別支援 0 んでした。 0 東門 ともに 教 ステムであると言 育 は 性 創り ίΞ 教 頼 育 全 一ての あげ n は、 つ てきた から 7 部 が 0 13

インクルーシブ教育システ デル事業」の成果が期待されます 戸 町 が 全 玉 先 駆 け で実 ム構 施 する 築

Ŧ

特別支援教育とインクルーシブ教育の対象の概念図



注1 LD(Learning Disability):学習障害、ADHD(Attention Deficit / Hyperactivity Disorder):注意欠陥多動性障害 この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、 医師の診断によるものでない。 (注2を除く数値は平成24年5月1日現在)